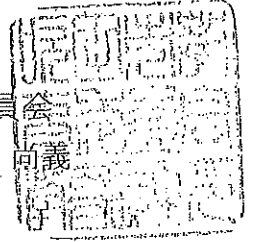


29 学セ 第 420 号
平成 29 年 9 月 29 日
(2017 年)

吹田市個人情報保護審議会
会 長 岡 豪 敏 様

吹田市教育委員会
教育長 梶谷 尚義



個人情報の保護について (諮問)

吹田市個人情報保護条例第 6 条、第 7 条及び第 12 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

校務支援システムを含む学校教育情報通信ネットワーク再構築事業に係る個人情報の保護について

事業名称	校務支援システムの導入を含む学校教育情報通信ネットワーク再構築事業
諮問する項目	<p>1 個人情報の取扱の一般的制限 (吹田市個人情報保護条例第6条第2項)</p> <p>2 収集方法の制限 (吹田市個人情報保護条例第7条第1項第5号及び第2項)</p> <p>3 電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条第1項及び第3項)</p>
審議に諮る理由	<p>現在の学校教育情報通信ネットワーク（以下「SATSUKIネット」という。）については、旧条例である「吹田市電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例」の下、個人情報保護審議会に諮問し、吹田市内小・中学校に配備してきました。</p> <p>今回、新たな事業として、平成30年1月から稼動するSATSUKIネットの再構築を行います。</p> <p>また、SATSUKIネットの再構築にあわせて、校務支援システムの導入を予定しており、平成30年4月の本稼働に向けシステムを構築中です。本システムは、学校教育部及び保育幼稚園室の職員、市立小・中学校及び市立幼稚園の教職員が使用することとなります。</p> <p>従来のSATSUKIネットにおいては、教職員のパソコン配備台数の不足や、児童・生徒用の稼動場所を限定しないパソコンの配備が遅れている等の課題がありました。今回の再構築事業において教職員用としてパソコンを1人1台相当を配備することや、稼動場所を限定しない児童・生徒用パソコン等を配備することとします。</p> <p>校務支援システムは、メール、スケジュール管理、掲示板などのグループウェアの機能を備えています。また、学務課所管の学齢簿から児童・生徒の氏名、住所、生年月日、保護者の氏名等のデータを取り込み、各小・中学校において児童・生徒の名簿を作成した上で、成績処理、出席管理、保健管理などを行います。</p> <p>今回の再構築は、教職員の校務負担を軽減し、本市教育活動の充実を目指す上で必要不可欠であり、校務支援システムの導入を含むSATSUKIネット再構築による電子計算機処理にて行う業務が平成11年度に諮問した内容より増大することから、吹田市個人情報保護条例第6条に規定するセンシティブな個人情報の取扱いについて、同条例第7条に規定する収集方法（本人通知不要化を含む）について、同条例第12条に規定する新たな電子計算機処理の実施について諮問するものです。</p>
個人情報の内容	<p>別紙 「システムの概要 5 個人情報の記録項目」のとおり</p>
処理の時期	平成30年1月1日以降、通年
担当課	<p>学校教育部 教育センター (IP 601-2303)</p> <p>学校教育部 指導室 (IP 669-239)</p>



29福生第894号
平成29年10月12日
(2017年)

吹田市個人情報保護審議会
会長 岡 豪 敏 様

吹田市長 後藤 圭



個人情報の保護について

吹田市個人情報保護条例第6条、第7条及び第8条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

留置施設等収容情報通知制度の実施に伴う個人情報の取扱いの一般的制限、
収集方法の制限並びに目的外利用及び外部提供の制限に係る個人情報の保護に
ついて

留置施設等収容情報通知制度における
個人情報の保護について

<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>(1) 個人情報の取扱いの一般的制限 (吹田市個人情報保護条例第6条第2項第2号)</p> <p>(2) 収集方法の制限 (吹田市個人情報保護条例第7条第1項第5号及び第2項)</p> <p>(3) 目的外利用及び外部提供の制限 (吹田市個人情報保護条例第8条第1項第6号及び第2項)</p>
<p>2 対象事業</p>	<p>留置施設等収容情報通知制度</p>
<p>3 事業概要</p>	<p>生活保護法による保護（以下「保護」といいます。）を受けている者（以下「被保護者」といいます。）が逮捕され留置施設等へ収容された場合、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の規定に基づく食事、医療等の生存に必要な処遇が行われることから、保護の変更又は停止処分を行うなどし、保護の適正実施に取り組む必要があります。</p> <p>逮捕・勾留の情報の伝達を円滑にし、保護の適正実施のために、平成30年度までに大阪府内の全ての自治体において、留置施設等収容情報通知制度（以下「本制度」といいます。）を導入することが予定されています。</p> <p>本制度は、留置施設等に収容された者のうち、取り調べの過程等において、本市の被保護者であると認められた場合に、大阪府警察が、本市にその収容情報を通知するものです。</p> <p>当該収容情報のうち、本市の被保護者に該当する者については、必要な調査を行い、保護の変更又は停止処分を行います。</p>
<p>4 審議会に諮る理由</p>	<p>本制度の導入に伴い、法令等に基づかずに、犯罪歴等社会的差別の原因となるおそれがある事項に関する個人情報を取扱うこと（吹田市個人情報保護条例第6条第2項第2号）、本人以外の者から個人情報の収集を行うこと（吹田市個人情報保護条例第7条第1項第5号）、上述の本市から大阪府警察への連絡が個人情報の外部提供に該当すること（吹田市個人情報保護条例第8条第1項第6号）に対応する必要があります。</p> <p>あわせて、本人への不通知についても対応する必要があります。（吹田市個人情報保護条例第7条第2項及び第8条第2項）</p> <p>以上、上記事項につきまして、吹田市個人情報保護条例に基づき吹田市個人情報保護審議会に諮問するものです。</p>

<p>5 吹田市個人情報保護条例上の例外的な取扱・運用の内容</p>	<p>(1) 収集方法及びデータ保存</p> <p>大阪府警察より本市情報取扱担当者（以下、「担当者」といいます。）に收容情報として、本市の被保護者であると認められる者の氏名、生年月日、性別、勾留後の留置先及び逮捕年月日について、電話通知があり、紙媒体で記録します。</p> <p>被保護者に該当する者については、担当者が逮捕・勾留等通知一覧表（別紙1）をデータ作成します。</p> <p>担当者が、被保護者毎に逮捕・勾留等連絡票（別紙2）を作成し、ケースワーカー等に交付します。被保護者毎に個人情報を保管しているケースファイルに綴じ、必要な調査を行い、結果をケース記録に記載し、保護の変更又は停止処分を行います。</p> <p>データ保存について、逮捕・勾留等通知一覧表は、アクセス制限付き既存の生活保護システムがあるサーバ内で1年間管理し、逮捕・勾留等連絡票は、ケースファイルに綴じます。</p> <p>（吹田市個人情報保護条例第7条第1項第5号）</p>
	<p>(2) 外部提供</p> <p>收容情報のうち、被保護者に該当しない者については、直ちに收容情報を廃棄し、その旨を大阪府警察へ電話連絡します。</p> <p>結果として、大阪府警察から收容情報の通知のあった者が本市で生活保護を受給していない事実について、外部提供することになります。（吹田市個人情報保護条例第8条第1項第6号）</p>
	<p>(3) 社会的差別の原因となるおそれがある事項</p> <p>本制度において、收容情報として、勾留後の留置先及び逮捕年月日等の犯罪歴に関する個人情報を取扱うこととなりますが、保護の適正実施が目的であり、事務の執行上必要不可欠となります。（吹田市個人情報保護条例第6条第2項第2号）</p>
	<p>(4) 本人への不通知</p> <p>ア 収集目的等の通知について</p> <p>収集した内容に応じて、保護の変更又は停止処分を行うなどし、ケースワーカーから被保護者に対して、保護決定通知書の送付等を行うことになるので、別途、収集目的等の通知は行わないものとします。</p> <p>イ 外部提供の通知について</p> <p>外部提供の通知について、被保護者に該当しない者は、不特定多数であり、通知することにより保護事務の実施に支障をきたす恐れがあることから、通知は行わないものとします。</p> <p>（吹田市個人情報保護条例第7条第2項及び第8条第2項）</p>

6 本制度導入の理由	<p>本市では、被保護者の逮捕・勾留の事実を家族等からの連絡により把握していますが、連絡できる家族等がないことも多くあり、これまでは、翌月の保護費の支給を止めることができない場合があります。本制度を導入することにより、保護の変更又は停止処分を行い、支給する必要のない保護費を止めるなど、保護の適正実施に取り組むことができます。</p>
7 セキュリティ対策について	<p>(1) 使用機器、制限及びネットワーク データ利用は、通常業務で生活保護に関する個人情報を管理している環境（S J）と同様に、インターネット環境に接続されていない専用パソコンのサーバ内のみとし、外部記録媒体への記録は、原則として禁止します。また、アクセス制限について、ユーザーID・パスワードでシステムを操作することができる者を限定します。</p> <p>(2) 情報の廃棄 大阪府警察からの電話通知があり、紙媒体で記録した収容情報について、被保護者に該当しない者については、直ちに収容情報を廃棄します。被保護者に該当する者については、担当者が逮捕・勾留等通知一覧表をデータ作成後、直ちに廃棄します。</p> <p>(3) 情報の保存 逮捕・勾留等通知一覧表は、インターネット環境に接続されていないアクセス制限付き既存の生活保護システムがあるサーバ内で1年間管理し、期間経過後、直ちにデータを消去します。</p> <p>(4) ケースファイルの管理 逮捕・勾留等連絡票は、ケースファイルに綴じ、職員退庁時に室内を施錠します。（受給時常用）</p>
8 管理運用体制について	<p>(1) 情報取扱担当者の選任 収容情報は、重大な個人情報であることから、情報取扱担当者を選任し、データ保存等の責任の所在を明確にします。</p> <p>(2) 運用に関する取扱要領の作成 本制度の運用により、被保護者に対して、保護の変更又は停止処分を行うことから、取扱について、厳格に定める必要があるため、運用に関する取扱要領（別紙3）を作成します。</p>
9 運用における今後の予定	<p>平成30年 2月 大阪府及び大阪府警察が府個人情報保護審議会へ諮問予定</p> <p>平成30年 4月 運用開始を予定</p>
10 担当課	福祉部 生活福祉室